

令和2年12月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年12月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

12月10日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第77号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第78号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について  
議案第79号 現況確認書の交付について  
議案第80号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

### ○出席委員(17名)

1番 品川民雄	2番 田村廣
3番 原田知美	欠番
5番 小野村壽美夫	6番 佐伯泰資
7番 烏田茂夫	8番 長富繁美
9番 原川久美子	10番 岡崎弘明
11番 松田由美子	12席 守永正範
13番 鈴川肇	14席 藤田芳昭
15番 中村博和	16番 矢次利典
欠席 吉村剛	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

### ○議事録署名委員

7番 烏田茂夫 12番 守永正範

### ○議事

事務局長 只今から、令和2年12月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いいたします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。  
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番 烏田委員、12番 守永委員  
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議長 議案第76号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案76号第1項についてご説明いたします。議案は、2ページ  
です。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,710㎡  
です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は6,066㎡で、  
権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さん  
です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、●●●在住で、耕作  
が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えており、譲受人の●  
●●さんは、何十年も昔から貸借により耕作していることから、●  
●●さんの申し出に応じ買い受けることとなり、本申請にいたった  
ものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約5町2反、畑が  
約8反のあわせて約6町の農業経営に従事されおり、主に水稻を栽  
培されています。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥さ  
んが50日となっています。

次に場所ですが、現地については、12月1日、●●●地区担当  
の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局  
で確認しました。

申請地は、●●●から南西に、0.5kmの地点にあり、着色し

た箇所となります。●●●さんの自宅から0.2 kmです。

すみませんが、耕作面積について訂正いたします。耕作面積が6町と申しましたが、6反でございます。

場所ですが、こちらが国道でございます。国道から旧道に入って●●●があって、それから●●●に行く途中でございます。ここに県道がございます。旧道から県道に入ってすぐ川を渡りまして、●●●さんのお宅がこちらにありまして、すぐ前でございます。

営農計画ですが、申請地ではこれまで、水稻を栽培しており、権利取得後も引き続き水稻を栽培します。水稻は主にJAに出荷されます。

農機具の保有状況は、軽トラック1台、乗用車1台、草刈機2台を保有されています。田植と稲刈り作業については、作業委託となります。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 先だって12月1日に現地確認をいたしました。事務局から説明があったとおりでございます。●●●さんは父親の代から、現在●●●歳でございますけど、それまでずっと小作として耕作をされておられました。子供の時からいろいろと遊んだりして愛着があるということで、決められたようでございます。また息子さんも維持管理していくということでお互いに話がついているということでございます。審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明いたします。議案は、2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,441㎡外1筆、合計1,758㎡です。

譲受人は、●●●、●●●で、耕作面積は681,291㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが、維持管理が困難なこと、耕作も困難なことから、土地を有効活用される方に譲り渡す意向があること、譲受人の●●●は、農業の発展、後継者不足への対応を目的に、休耕地、放棄地を取得し低収益地の集積による採算性等を考慮しながら事業を営んでおり、今後とも事業を拡大する意向であることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●は、農地所有適格法人で、●●●、●●●、●●●、●●●に農地を保有し、すでに●●●周辺で、オリーブ事業を実施されており、今回は追加の農地取得となります。

農業従事日数は、役員4名で延べ730日、雇用が6名で延べ250日、雇用については、4名増員の予定です

次に場所ですが、現地等については、11月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●地域、●●●地区で、●●●から、北東へ約5.4kmの地点にあり、着色した箇所となります。

●●●が全体にございますが、県道が真ん中より少し下を走っております。この辺りに、●●●がありまして、●●●がこの辺にあります。●●●に向かって行く方で、そこから下側に下ったところに何件か家がありまして、その下でございます。この辺に集まった畑がございます。その一角と、傾斜畑のはしっこのほうに小さい畑がございます。

営農計画ですが、取得後は、オリーブを栽培される予定です。農機具は、軽トラック1台、3トンダンプ2台、トラクター1台、

モア2台、バックホー1台 草刈アタッチメント1台を保有しています。

以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 今日、●●●推進委員が欠席ですので、私がかわりに説明いたします。この件は事務局から説明があったとおり、11月27日、3人と事務局とで現地を確認しております。昔に比べればすごくきれいになって草も一本もない状態で管理されています。ひとつ気になったのは、行ってみたら木が植えて、木がかなり大きくなって管理してあったので、いつこういう話がしてあったのかなど、この話しが終わって木を植えるのが当たり前と思うのですが、そのへんの行き違いというか、今までの過程というのがよくわかりませんでしたけど、結果的には、しかたないかと思っています。これが、ぽつぽつんとまだ残っているところがあると思うのですが、このへんを農業委員はもう一度確認して、個人の農地と●●●の農地と、そのへんもきちんとなっているか、もう一度確認してこれから進めていきたいと思えます。この件につきましては、どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
では、ここにはオリーブが植えられていたということですか。段取りがいいですね。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第77号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は、4ページです。第1項、第2項は関連がございますので、まとめて読ませていただきます。

第1項、●●●、地番●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,310㎡、外3筆、合計、田の面積が、4,388㎡です。

賃借人は●●●の●●●です。農地保有合理化事業ですので、第1項で、●●●から●●●さんに貸しておりますが、第2項で●●●から、●●●さんに貸し付けて、貸し付けられたものを、●●●から今度●●●、すみません。1項はですね、まず●●●から●●●さんに貸しております。それから、第2項で、●●●から、すみません。●●●から●●●さんに貸しておりますが、その前に●●●さんから●●●へ貸し付けております。全体的には●●●さんの田んぼを、●●●が借りて、その田んぼを●●●さんに貸し付けております。すみませんでした。

面積2,310㎡、外3筆、合計、田の面積が、4,388㎡です。貸付人の●●●さんから●●●へ貸して、それを●●●さんが借りているという状態でございます。

それを解約するというので、解約後は自己管理となりますが、一応契約はしませんが集落で管理していこうということでございます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。結局どちらが、誰が管理するのですか。

事 務 局 申し訳ございません。●●●さんが地主さんで、それを●●●に貸し付けて、●●●が●●●さんに貸すということでございましたが、●●●さんがご病気をされて、継続が難しいということで、解約をされます。それで解約したものを、荒らすわけにはいかないということで●●●さんに戻るのですが、特に契約はしませんが集落全体で、管理していこうということでございます。

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案77号の報告は終わり

ます。

(報告事案-2)

議長 議案第78号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。第1項から第5項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第78号第1項の説明をいたします。議案は6ページです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記・現況地目は田、面積1,148㎡の内16.5㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●の●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないととも、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

第2項、●●●、登記・現況地目は田、面積302㎡外2筆、合計で654㎡です。転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は植林です。クヌギやコナラを植林し、シイタケの原木や薪として活用する予定とのことです。当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域ですが、西側は河川と山林、南側は道路、北側は山林に隣接しており、一団の農用地の縁辺部に位置しているため、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

第3項、●●●、登記・現況地目は田、面積153㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないととも、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

次のページになります。第4項、●●●・同じく●●●、この二筆は筆界未定となっています。登記・現況地目は田、面積合計276㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、



●●●の●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

続きまして、第5項、●●●の●●●、登記・現況地目は田、面積1,675㎡の内580㎡、転用者は●●●の●●●さんです。転用目的は農家用住宅の建設です。当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域ですが、東側は道路、西側と南側は田、北側は宅地と接しており、一団の農用地の縁辺部に位置しているため、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案78号の報告は終わります。

### (報告事案-3)

議 長 議案第79号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は第1項から3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第79号第1項を説明します。議案は9ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

●●●委員さん●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●、登記地目は田、面積72㎡です。失礼しました。登記地目は畑です。すみません。

所有者は●●●の●●●です。

場所ですが、●●●の方から●●●に向う途中の大きな曲がり角があるのですが、そちらの方に●●●がありまして、こちらに●●●の●●●がありまして、申請地がこちらになります。

申し立てによると、申請地は40年程前より耕作をしておらず、アスファルト敷きの通路として利用され、現在に至るとのことです。本調査によると、申請地の大部分は道路として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

次に第2項ですが、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から南へ940m、●●●、登記地目は畑、面積1,085㎡外1筆で、合計で1,372㎡です。所有者は、●●●の●●●さんです。

申請地は、●●●から●●●に向かう●●●がこちらに通っていて、ここに●●●さんの●●●がございまして、申請地が●●●をはさんでこちらとこちらになっております。

申し立てによると、申請地は平成22年ごろから耕作放棄地となり、現在に至っているとのことです。本調査によると、申請地には雑木が繁茂し、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

すみません。第1項について訂正をさせていただきます。さきほど、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地確認を行ったと申しましたが、正しくは、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行い、申請地は●●●から●●●へ930mの位置にございました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして。第3項について説明いたします。●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ458m、●●●、登記地目は畑、面積379㎡です。所有者は●●●の●●●さんです。

申立によると、申請地は昭和57年頃から耕作されておらず、現在に至るとのことです。

本調査によると、申請地は一部砂利敷となっており、雑木が生え、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案79号の報告は終わります。

議 長 議案第80号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第80号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案は11ページをご覧ください。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを改めて確認するため、本案を決議していただくようお願いいたします。

それでは11ページを読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年12月10日、萩市農業委員会。

以上、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案80号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、萩市農業委員会として決議いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時05分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年12月10日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 島田 茂夫

委員 守永 正伸之